

一九世紀イギリスにおける新救貧法と地域社会

——ハダズフィールド地域の「新救貧法」反対運動——

小 島 崇

【要約】 本稿では、ウェスト・ライディングにおける新救貧法反対運動（一八三七～三八八年）の牙城とみなされたハダズフィールド地域に即して、当該運動を考察する。まず、地域の主要産業（紡毛織物工業）の生産点レヴェルにおける緊密な社会的結合関係こそが、反対運動の凝集力の規定要因であったという見解を提示する。地域政治の枠組みにおいては、リチャード・オースラと急進派グループとのトーリ『ラディカル』同盟が、反対派勢力の結びつきを強める「触媒」として機能したことが重要である。旧救貧法時代の救貧行政においては、地域住民の監督のもとに救貧負担の抑制と救貧の必要性との微妙なバランスを取る、という地域主義的・相互扶助的な規範が窺われた。新救貧法が地域社会に及ぼした衝撃の核心とは、このような規範とは相いれない不道徳の象徴として人々の危機感をかき立てたことにあるといえよう。

史林 七八巻五号 一九九五年九月

一 はじめに

一八三四年の救貧法改正法（新救貧法）に基づく救貧行政改革は、イギリス史の概説書においては第一次選挙法改正や都市自治体法、一八三三年工場法などとならび一八三〇年代以降の改革の時代の幕あけを告げる重要なエピソードとして取りあげられてきた。周知のように、勅命救貧法調査委員会によって公表された「一八三四年報告」がこの改革の青写真を用意した。その革新性については、救貧法委員会（Poor Law Commissioners）という中央統制当局の新設を軸に、地方行

政単位の教区連合 (union) への再編とその当局としての保護委員会 (Board of guardians) の設置、「ワークハウス・システム Workhouse System」および「劣等処遇 Less-eligibility」原則に基づく全国一律の救貧政策の確立をもって知られる。また以上のような「一八三四年原則」の思想的基盤としてベンサム功利主義やマルサス人口論の影響が考えられた。^①

しかし、新救貧法をめぐる近年の諸研究は以上のような新救貧法像に大幅な修正を加えてきた。一九六〇年代以降、M・E・ローズやE・C・ミドウィンタ、A・ディグビラによって各地方や州、さらに個別教区連合レヴェルで行政実態が解明されるにつれ、一八三四年原則は当初よりきわめて不完全にしか実施されなかったことが判明した。特に、教区連合成立後も救貧行政の財政基盤（救貧税）や定住権の単位は従来の教区のままであり、そのため教区連合ワークハウス (union workhouse) の建設や有能な有給吏員の雇用に重大な支障を生じたことが指摘された。^② また、所管大臣を欠くなどの理由で政治的立場の弱かった救貧法委員会は、各地の保護委員会に一八三四年原則に基づく公式政策を強制できなかったことも明らかにされた。^③

このような近年の研究動向のなかで、一八三七年から三八年にかけて北部工業地帯、すなわちヨークシャー州ウェスト・ライディングとランカシャー州南部で発生した新救貧法反対運動は、救貧法委員会が当該工業地帯の保護委員会に大幅な裁量権を認めざるをえなくなる重要な要因とみなされてきた。また同時に、この運動は一〇時間法運動やチャーターティスト運動の研究、あるいは代表的指導者の評伝においても重要なエピソードとして扱われてきた。^④ しかし、運動の実態にまで踏みこんだ研究は少なく、実質的にはN・C・エドスル、およびJ・ノットの仕事のみといっても過言ではない。^⑤ 新救貧法の行政実態の解明が重要な課題たることは論をまたないが、新救貧法の革新性という「神話」を相対化する成果が続々発表されたからといって、新救貧法が同時代の社会に衝撃を与えた事実を否定することはできない。そして新救貧法反対運動が地方行政の現場においてこの「神話」をほり崩す要因であったとすれば、この反対運動を地域社会レヴェルで具体的に考察することは、同時代の社会に対する新救貧法の衝撃と、地方の行政実態の解明という二つの課題を相互に関連づけ

るための第一歩となるに違いない。

新救貧法に対しては北部工業地帯の大半で何らかの抵抗が見られた。だが、実際に激しい紛争状態をまねいた地域は限られている。そのなかでもハダズフィールド地域は、ウェスト・ライディングにおける反対運動の牙城と見なされるほど強力かつ執拗な抵抗を実現した。この地域に即して新救貧法の衝撃を考察すること、これが本稿の課題である^⑥。以下では、まずハダズフィールド地域における新救貧法反対運動の展開を概観する。つぎに、なぜこの地域で新救貧法に対する強力な反発が顕在化したのかを、この地域の社会・経済的特質および政治状況に立ちいって検討する。最後に、旧救貧法のもとの救貧制度の意味を考察したうえで、新救貧法の公式政策またはイメージが地域社会に与えた衝撃を問題にする。なお、本稿でハダズフィールド地域という場合、基本的にハダズフィールド教区連合に包摂される地域をさす。

① 救貧法委員に¹⁴ Thomas F. Lewis, J. G. Shaw-Lelevere, George Nicholls の三名が任命された。ノートン・ハム・シムテム原則は「労働可能者」の救済を「ちかく規制されたワートン・ハム」に限定する。劣等処遇原則は被救恤民の生活状態を最下級の「独立労働者」よりも快適にすることはならぬとする。改革の骨格に¹⁵ つづいては、大沢真理『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家——』（東京大学出版会、一九八六年）第三章参照。

② M. E. Rose, 'The allowance system under the New Poor Law', *Economic History Review*, 2nd ser., XIX, 3 (1966); E. C. Midwinter, 'State intervention at the local level: The New Poor Law in Lancashire', *Historical Journal*, X, 1 (1967); A. Digby, 'The labour market and the continuity of social policy after 1834: The case of the eastern counties', *Economic History Review*, 2nd ser., XXVIII, 1 (1975); D. Fraser (ed.), *The New Poor Law in the Nineteenth Century* (New York, 1976); R. N. Thompson, 'The

working of the Poor Law Amendment Act in Cumbria, 1836-1871', *Northern History*, XV (1979); P. Wood, 'Finance and the urban poor law: Sunderland Union, 1836-1914', and D. Ashforth, 'Settlement and removal in urban areas: Bradford, 1834-71', in M. E. Rose (ed.), *The Poor and the City: The English Poor Law in its Urban Context 1834-1914* (Leicester, 1985).

③ A. Brundage, *The Making of the New Poor Law: The Politics of Inquiry, Enactment, and Implementation, 1832-1839* (New Brunswick, 1978).

④ 一例として¹⁶ Cecil Driver, *Tory Radical: The Life of Richard Oastler* (rep. edn., New York, 1973), chs. 25-29.

⑤ ヒュエルは上述の研究動向の一翼を担い、中央当局の政策に対する地方の抵抗を追跡した。ノットは新救貧法反対運動を「モラル・ヨノン」対「ポリティカル・ヨノン」の文脈で位置づけを考察した。N. C. Edsall, *The anti-Poor Law Movement 1834-1844* (Manches-

ter, 1971); J. Knott, *Popular Opposition to the 1834 Poor Law* (London & Sydney, 1986). はかに、ハダズフィールド連合を具体例とし、政治権力論的観点からワークハウス・システムの形成を論じた歴史地理学者 R・ドライヴンが、当該地域の反対運動について考察した。④
 Felix Driver, 'Tory radicalism? Ideology, strategy and locality in popular politics during the eighteen-thirties', *North-ern History*, XXVII (1991), do., *Power and Pauperism: The Work-house System 1834-1884* (Cambridge, 1983), ch. 7.

二 新救貧法反対運動の展開

一八三四年八月に発足した救貧法委員会はただちに南部農業地帯での新救貧法導入に着手し、それを終わると三七年初頭からハダズフィールドをふくむ北部工業地帯への本格的な導入を試みる。その際、民事登録に関する出生・死亡・婚姻登録法(三六年成立)の施行期日、三七年七月一日が迫っていたという事情が事態を複雑にした。①
 (第七条)では、保護委員会によって任命される事務官 (clerk) が登録監督官 (superintendent registrar) を兼務して各地域の登録行政を統轄することになっていたのである。救貧法委員会は、早急に北部地方での教区連合編成、保護委員選出、事務官、さらに登録官 (registrar) の任命を実施させ、民事登録の行政機構を確立する必要に迫られた。そのため、登録行政機構確立を第一段階として優先し、保護委員会による教区連合の救貧行政掌握は彼らが後に命令するまで保留する——それまでは救貧行政は従来通り行われる——という二段構えの措置を構じたのである。②

さて、その救貧法委員会は、北部工業地帯担当の委員補佐 A・パウア (Alfred Power) の提言に基づいて、ハダズフィールド地域の新しい救貧行政の単位となるべきハダズフィールド教区連合を三四の町区 (township) で編成することを決定した。③
 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ 救貧法委員会の委員補佐 (assistant commissioner) は北部工業地帯担当の A・パウア (Alfred Power) だ。一八三四年法に関する下院特別委員会で証言に立ち、反対運動の強力な地域の一つであるハダズフィールドについて、「同法の性格やその運用を誹謗する言説を流布すべく、一部の個人により多大な努力がなされている」地域であると主張した。Reports from the Select Committee on the Poor Law Amendment Act, *Parliamentary Papers* (1837, P. P. 略記), 1837-38, XVIII, 9th report, pp. 12-13.



図 ハダズフィールド教区連合の構成
 (出典) F. Driver, *Power and Pauperism* (Cambridge, 1993), p. 136.

年センサス時の数値で八万八千以上、四一年センサス時には一一万以上の人口を抱える大規模なものとなった。新しい救貧行政当局となるべき保護委員会は四一名の被選出委員と、職権上の委員である治安判事とで構成された。三一年時点で約一万九千人という連合内最大の人口をもつハダズフィールドは五名の保護委員選出枠を割りあてられ、アルモンドベリ(Almondbury)、ホウンリ(Honley)、ウールデイル(Wooldale)には各二名、残りの三〇町区には各一名の定員が定められた^④。

では、この地域の新救貧法反対運動は一体どのように展開するのか。政治的対抗関係という観点での検討は四章で行うので、ここではその経過を概観するにとどめるが、急進派の地方新聞や救貧法委員会の年次報告などに依拠しつつ再構成するとおおよそ以下のようなものであった。

三七年一月一〇日(火)、委員補佐パウアは連合編成の構想を説明すべくハダズフィールド入りし、彼が連合編入を意図する諸町区の貧民監督官

と会合をもとうとした。しかし、この会合の場に地域内の「多数の納税者たち」が押しかけ、教区連合の編成に異を唱えパウアを罵倒した。^⑤

それでも救貧法委員会は、既定の方針を変更せずに連合成立を宣言するとともに、保護委員選挙を実施して同年二月一日（水）に最初の保護委員会を開催するよう命令した。その集会には議事進行を監督すべくパウアも出席したが、治安判事J・アーミテージ（Joseph Armitage）が四月三日までの休会を動議、これに対し新救貧法導入を支持する保護委員から事務官選出が修正動議されるが否決され、前者の動議が一八対一四で可決された。^⑥

ところで、この地域の新救貧法反対派はすでに二月七日（火）に「数千人」規模の反対集会を開催していたが、その時点では新救貧法の導入阻止の方策として保護委員選挙のボイコットや救貧税の納税拒否などを示唆していた。^⑦しかし三七年度の選挙（三月末に実施）までには、新救貧法導入に反対する候補者を指名・選出して委員会の過半数を支配するという方針を固め、そのための集会を各町区で招集した。その過程で、ハダズフィールドで結成された反救貧法委員会（anti-poor law committee）を核として、各町区にも同様の委員会組織を結成するよう働きかけが行われた。^⑧さらに各町区の代表者で構成される中央委員会が置かれ、教区連合全体での反対運動の連携を進めるために毎週火曜日にハダズフィールドの旅籠で会合を開いていると宣伝された。^⑨

三七年度最初の保護委員会は、救貧法委員会の指示により四月三日（月）に市内の旅籠（George Inn）で開かれ、パウアも出席した。中央当局の指示では保護委員会は本来関係者のみで行われるはずであったが、この日も反対派の民衆が公開を求めて旅籠の周囲をとり囲み、集会室へ殺到する勢いを見せた。そのため保護委員たちは部屋をかえて委員会を開き、そこでは支持派委員提出の事務官任命動議が一八対二〇で否決され、反対派委員提出の二カ月休会動議が一九対一〇で可決された。^⑩

二ヶ月後の六月五日（月）の保護委員会はハダズフィールド・ワークハウスで開かれた。同日、反対派勢力は別の場所

で大規模な集会をもつが、案隊を先頭にワークハウスへ抗議の示威行進を行うため一時休会とされた。反対運動の指導者 R・オースラ (Richard Oastler) や L・ピトケスリ (Laurence Pitkeathley) は、事前に地域担当の治安判事に集会および示威行進において治安紊乱は生じないと請けあっていたが、保護委員会の非公開に憤慨した反対派民衆がワークハウス内に押し入り、騒擾が発生する。彼らはこの日出席を噂されたパウア (実際は不在) に制裁を加えようとワークハウス内を探索した。さらに保護委員たちが混乱を回避すべく市内の旅籠 (Albion Inn) へ場所をうつす際には、支持派委員、特に委員長の W・スウェイン (William Swain) を標的に投石や暴行を加えた。その旅籠で再開された委員会でも、やはり支持派委員の事務官任命動議は反対派多数により否決された。旅籠をとり巻いた民衆は、反対派委員の一人からこの結果をきくと、自分たちの本来の集会の場へ戻っていった。^⑩

騒擾のような暴力的直接行動をも辞さぬ民衆抗議の圧力と、それを背景とした反対派による保護委員会の過半数支配という現実とは、この地域での事務官任命問題を暗礁に乗りあげさせた。実際、六月二日、七月一七日、九月一日 (いずれも月曜) に上述の旅籠 (Albion Inn) で開催された保護委員会では民衆の活動に不安をいだく支持派委員たちの委縮もあって、反対派多数により休会動議が可決された。^⑪ 支持派勢力の地域社会内での孤立、という印象さえいだかせる状況といえよう。

ところが、三八年一月二九日 (月) に治安判事裁判所 (Court House) で開催された保護委員会について事務官が選任され、^⑫ 二月二日 (木) には登録官たちも任命されて、この地域の登録行政機構が成立する。^⑬ 支持派勢力の孤立を思わせる状況のなかで何が生じたのか。結論をいえば、反対派が過半数を制した状況を打開すべく、救貧法委員会および政府が介入したのである。だが、この対抗戦術については後に四章で検討することとし、ここでは三八年一月二九日になるまで事務官任命問題が決着しなかったことの意味に注目しよう。というのも、過半数支配という戦術自体はこの地域のみならずブラッドフアードやデュズベリなどウェスト・ライディングの他地域の反対運動でも試みられた。だが、これほど遅い時

期まで事務官任命を阻止しえた地域はほかになかったからである。^⑮ ハダズフィールド地域がウエスト・ライディングにおける反対運動の牙城とみなされた理由の一端はここにあった。

しかもこの地域では、翌三八年度にも保護委員会を舞台に党派的な対立が一層激しさを増す。三八年度保護委員会は反対派、支持派いずれが過半数を制するのか、それ自体を重要な争点としたことに特徴を求めうる。実際、三八年三月末の選挙戦は激しいものとなり、投票用紙の配布および回収の段階で貧民監督官らによる票の捏造や隠匿、投票権の棄却などの選挙違反行為が横行した。^⑯

その選挙戦をうけて四月九日(月)に開かれた最初の保護委員会での議事進行のあり方が、両派の対立をさらに激化させた。政府の介入によって前年の一月に任命されていた四名の治安判事(四章参照)が、この日の議事のイニシアティブを強引に掌握した。まず、その治安判事の一人J・サトリフ(John Sattin)が残りの治安判事の動議・支持をうけ、反対派の抗議を無視して暫定議長となった。つぎに、彼らは部外者の退去を求めたが、これは集會室につめかけた当のピトケスリたちに密室協議を非難され果たせなかった。当選者の資格審査では、選挙違反を指摘されたハダズフィールド、ハウソリ、メルサムの支持派当選者の当選を不問にふす一方、リンズウエイト(Linzwate)やアルマンドベリの反対派当選者に対する異議は正当であると認めた。その後の正副委員長選出では以上の審査に基づく投票により支持派が両ポストとも独占した。^⑰

三八年度保護委員会はこの議事運営に代表される激しい党派的対立に彩られ、上述の諸町区の選挙結果が重大な係争点となり紛糾する。五月七日(月)には、欠席者が多く一〇名と圧倒的少数となった支持派委員たちが議事を打ちきって議事録をもったまま退去しようとしたため、それを阻止しようとした反対派委員たちとのあいだで乱闘騒ぎさえ生じた。^⑱

その後、ハダズフィールドの保護委員会に対し、北部工業地帯への中央当局の譲歩ともとれる「命令・規制 Orders and Regulations」が七月七日付で発せられ、さらに九月二九日付で救貧行政掌握の命令が下されるが、これによって教区連

合での救貧行政が円滑に実施されるどころか、救済官 (relieving officer) の管轄区割りなどをめぐり対立が継続する。^②この地域で保護委員会による救貧業務が実際に機能するのは翌三九年度の保護委員選挙で支持派が過半数を制して以降のこととなる。

- ① 新救貧法は本来、南部農業地帯でのポーバリスムやスウィング暴動 (一八三〇～三二年) で顕在化した社会秩序危機への対策として制定されたものである。A. Brundage, *op. cit.*; P. Dunkley, *The Crisis of the Old Poor Law in England, 1795-1834; An Interpretative Essay* (New York, 1982).
- ② Third Annual Report of the Poor Law Commissioners (以下 3rd A. R. と略記), P. P., 1837, XXXI, pp. 18-19. 救貧法委員会が三四年法第五条により内務大臣と議会の上下両院に年次報告書を提出する義務を負った。
- ③ インシマント北部地方では救貧をめぐり地方行政は教区より小規模な町区単位で実施されていた。G. W. Oxley, *Poor Relief in England and Wales 1601-1834* (Newton Abbot, 1974), p. 35. その意味では町区連合となったほうが適切だが、本稿では便宜上教区連合という語を使用する。
- ④ 3rd A. R., p. 290.
- ⑤ *Leeds Times* (以下 L. T. と略記), 14 Jan. 1837, 『ローキ・タイムズ』一八三三年創刊のリベリオン=急進派系週刊新聞。
- ⑥ L. T., 18 Feb. 1837; 3rd A. R., Appendix A, no. 7, p. 120.
- ⑦ L. T., 11 Feb. 1837, J. ジャムソン (Laurence Picketley) を議長に、市中心部の毛織物会館 (Cloth Hall) の裏地で開催。なお保護委員選挙は、各町区の救貧税納税者 (財産占有者) と財産所有者を有権者として、財産規模による複数投票制が採用された。被有権者には各
- 連合の事情に応じて財産資格制限が設定され、当該連合では年価値二〇ギニト以上の財産占有とされた (N. S., 10 March 1838)。選挙規定については First Annual Report of the Poor Law Commissioners, P. P., 1835, XXV, Appendix A, no. 5, pp. 74-78.
- ⑧ J. Knott, *op. cit.*, p. 104; cf. L. T., 27 May 1837. 三十七年三月八日には州レベルの反対運動の組織として各地域の代表からなるウェスト・ Riding アンチ・救貧法委員会 (West Riding Anti-Poor Law Committee) が結成された (Knott, *op. cit.*, p. 105)。
- ⑨ 一七三七年には White Hart 三八年には New Inn に集まるグループを宣言された。L. T., 27 May 1837; *Northern Star and Leeds General Advertiser* (以下 N. S. と略記), 3 & 10 March 1838. 『ヘンリー・スター』は三十七年一月には F. フェアガス・O'Connor (Feargus O'Connor) に率いられるで創刊された週刊新聞である。『チャーチスト運動の機関紙』となる。
- ⑩ L. T., 8 April 1837; 3rd A. R., p. 121.
- ⑪ L. T., 10 June 1837; *The Times*, 9 June 1837; 3rd A. R., pp. 122-23. W. ウォルデンと W. ウォルデンの紡毛織物製造業者 (L. T., 8 April 1837)。
- ⑫ 3rd A. R., pp. 124-25; J. Knott, *op. cit.*, pp. 159-61.
- ⑬ N. S., 3 Feb. 1838. 市役所と市議員の市場で反対派集会が開催された。事務官任命反対の決議がなされた (議長は Stephen Dickenson)。事務官は選出された C. S. Floyd と Holmirth と事務弁護士

じめいた。

⑭ N. S., 24 Feb. 1838.

⑮ ランカンヤ南部ではオウルダムなどで保護委員選挙のボイコットが試みられた。各地域の反対派の戦術については、N. C. Edsall, *op. cit.*, ch. 4.

⑯ 反対派は、選挙違反のことで三八年四月にハウソリの貧民監督官と支持派監督官と (N. S., 21 & 28 April 1838) 五月にはメネサム (Meltham) の貧民監督官と (N. S., 19 May 1838) 告訴して勝訴す。

⑰ 正副委員長のいずれにおいても反対派・支持派双方の推す候補の得票が同数（一八票ずつ）とされ、議長のキャスティング・ヴォートで決した。委員長 William Brook は問題の治安判事の一人、Sidney Morehouse は前年度に就ぐべの副委員長。N. S., 14 April, 12 & 26 May 1838.

三 ハダズフィールド地域の社会経済的状况

一九世紀初期から中期にむかうハダズフィールドでは、紡毛織物工業の成長、急速な人口増加、製造業者中心の中産階級のイニシアティブによる都市機能の整備——一八二〇年の地方法に基づく委員会の行政活動(市中心部での照明・夜警・街路清掃を管轄)、二七年地方法による給水事業、各種学校や各宗派の教会・礼拝所の建設、街路や鉄道建設など——が特徴的である。政治的にも、三二年選挙法改正によりハダズフィールド町区を選挙区として下院議員一名の選出枠を認められた。①しかし同時にこの時期には、新救貧法反対運動をふくむ激しい民衆運動の発生もみられた。前章でその展開過程を概観した反対運動はこの地域の政治・経済・社会的諸条件にいかん規定されたのであろうか。まず以下でこの地域の社会経済的特質との関連性を考察し、四章で新救貧法導入をめぐる政治的対抗関係に論を進めていこう。

⑱ N. S., 12 & 19 May 1838.

⑲ 救貧法委員会は南部地方の各保護委員会に対し、資金補助の現金支給・家賃補助・教区連合外居住者の救済を禁じ、寡婦や「労働可能者」の救済の半分を現物支給とする諸規制を発していた。三七年七月末から北部工業地帯に漸次発せられた「命令・規制」はこれらの規制をすべて削除し、「以上の諸規制の目的を達することを、各保護委員会の数量に委ねた。Fourth Annual Report of the Poor Law Commissioners, P. P., 1837-38, XXVIII, p. 46, and Appendix A, no. 7, pp. 172-87.

⑳ 支持派は連合の四一五地区への分割を、反対派は従来の行政単位維持の観点から最初は一町区＝一地区を、後に一四地区分割を主張。一月三日に反対派多数で一四地区分割を可決。N. S., 24 Nov. & 8 Dec. 1838.

ウエスト・ライディングの紡毛織物工業地帯に立地するハダズフィールド地域は、一九世紀初期までには高級で多彩な「変わり織物 fancy cloths」の生産地域として知られるようになった。^② それとほぼ時を同じくして商人製造業者 (merchant manufacturer) および大規模織元を中心に工場制生産への移行が顕著になる。ペナイン山脈を後背にひかえるこの地域はロウソ河 (the Colne)、ホウム河 (the Holme) といった水利にめぐまれ、工場の建設も主にこの河川沿いに行われた。工場建設の動きは一八世紀末葉から始まり、一八三〇年代前後には本格化したと考えられる。^③

しかし、この地域での工場制生産への移行には注意が必要である。まず、紡毛織物生産部門では使用する原毛の性質などの技術的理由、あるいは経営規模の問題のため、綿工業や梳毛織物部門にくらべて紡織両工程の機械化、特に力織機の導入が遅れた点を指摘できる。^④ この事実は、一八三〇年代の幾つかの議会調査における、この地域の証人たちの証言から確認できる。例えば手織工請願に関する特別委員会で、手織工を雇用する一製造業者は、今後の力織機導入がもたらす競争の影響を憂慮しつつも、ハダズフィールド周辺の変わり織物部門では力織機は導入されていないと述べた。^⑤ また三三三年の製造業・商業・海運業に関する特別委員会では、後に新救貧法反対運動の指導者の一人となるW・ストックス・ジュニア (William Stocks, Jun.) が、ハダズフィールド地域には変わり織物の一万人を中心に約一万二千人もの手織工が存在すると述べ、織布工程が圧倒的に手織工に依存していたことを証言した。^⑥ そのうえ、この地域では工場の規模も比較的小さく、生産全工程を集中させた大工場よりも、数十名程度の労働者を雇用する準備工程や縮絨工程、あるいは仕上工程専門の生産施設が多いという特徴を指摘しうる。^⑦

つぎに、一八三三年の工場児童雇用調査委員会の質問状への返答を取りあげ、生産点での労働者の男女年齢構成をみてみよう。ここで問題とするのは当該地域から回答を寄せた一八町区に立地する紡毛織物の五五の生産施設であり、ハダズフィールドからの一〇、カートワース (Cartworth) 七、ホウンリ五、ロングウッド (Longwood) 四と続く。その五五の生産施設全体の雇用労働者三五八一人のなかで、成人男性が占める比率は四〇・六パーセント、未成年男性三六・五パーセ

ントに対し、成人女性四・六パーセント、未成年女性一八・三パーセントであった。このような男女年齢構成の比率は大規模な工場でも該当した。^⑧

また、P・ハドソンのウェスト・ライディング毛織物工業に関する研究によれば、梳毛織物中心のブラッドファドとハリファクス、紡毛織物中心のハダズフィールドとリーズという四都市での工場の労働者構成は対照的であった。前二者の梳毛織物工場ではいずれも男性四割弱(成人男性は全体の一割前後)、女性六割強(未成年が五割前後)と女性中心の構成になっていたのに対し、ハダズフィールド、リーズの紡毛織物工場では男性が七割以上を占め(成人男性は四割以上)、女性は成人・未成年をあわせても二割強であった。^⑨この点からも、紡毛織物部門中心のハダズフィールド地域では、工場などの生産施設における労働者構成は成人男性中心であり、不熟練の女性や児童労働は支配的でないことを確認しうる。

この地域の生産点レヴェルでの特徴としては、さらに独立織元の家内工業的経営が一八三〇年代においても活力を維持していたことが強調されねばならない。^⑩当該地域で家内工業的構造が存続しえた要因についてはいろいろと指摘しうる。例えば、一七六六年にハダズフィールド市内に開設された毛織物会館は、織元の製品販路を安定的に確保する役割を果たしたと考えられる。ハドソンが重視した、準備・縮絨工程用の「共同出資工場 company mill」も両工程の作業を安定的に提供し、織元経営の独立性を保証するうえで重要な意味をもったに違いない。^⑪

しかし、ここではひとまずつぎの点を確認するだけで十分である。つまり、織元の「伝統的」経営の存続は、すでに述べた機械化の進歩、生産施設の規模や労働者構成といった一連の特徴と密接不可分の関係にあるということ。いいかえるなら、一八三〇年代のこの地域の社会経済的特質とは、工場制生産への限定的な移行と、家内工業的構造の存続とが併存する状況にあったという点である。

ところで、一九世紀初期のハダズフィールド地域では労働時間や工場での児童雇用、賃金、機械化、労働組合といった諸問題をめぐり、さらに大きくいえば工場制か家内工業かをめぐり軋轢が顕在化する。そして、その現れとして多様な民

衆運動、例えば機械破壊で知られるラダイト運動、新救貧法反対運動との連続性を指摘される一〇時間法運動などの展開がみられた。この地域でのラダイト運動は、紡毛織物仕上げ工程の機械化に抗議する仕上げ工を主力として一八二二年に発生するが、その遠因は世紀初頭の毛織物工業規制諸立法の撤廃をめぐる労使双方の攻防にあったといわれる。また、仕上げと家内工業的な仕上げ親方の緊密な関係のみならず、広範な地域住民のあいだにもラダイトへの共感、機械化や工場制を推進しようとする大規模製造業者への反発がみられた点も注目されてきた。一方、R・オースラとハダズフィールドの急進派グループとのトーリョラディカル「同盟 alliance」（四章参照）を中心に推進されたこの地域での一〇時間法運動は、工場児童の労働時間を一〇時間とする立法規制の是非をめぐる地域内の政治的、経済的対立を大いに昂じさせた。

以上のように、この地域で生産点のあるべき姿をめぐる民衆運動が相次いだことは、家内工業的構造の存続や成人男性中心の労働者構成に基づく生産点レベルでの緊密な社会的結合関係を想定せずには考えにくい。この点は新救貧法反対運動についても該当する。これ以上論証の用意はないので推測の域をでないことを断ったうえで、筆者としては、この地域で反対運動が強力に展開された規定要因として、上述の社会経済的特質を考えたい。つまり工場制生産への移行は始まっているが量的にも質的にも全面展開はしておらず、「工場制」という新機軸はいまだ完全な市民権を得ていない。家内工業的構造が十分維持され、生産点レベルでは「伝統的」な社会的結合関係が機能し、それに規定されて民衆運動が相次いで発生する。そうしたこの地域の社会経済的特質ゆえに、後に述べるような新救貧法の脅威が先鋭に受けとめられ、強力な反発が顕在化しえたのである。

ところで、以上のような社会的結合関係のあり方が反対運動の凝集力を大きく規定したとするなら、より直接的に反対運動の展開を左右したのは地域政治の枠組みであった。次章ではこの問題に取りくもう。

① 以下参照。D. F. E. Sykes, *The History of Huddersfield and its Vicinity* (Huddersfield, 1898); D. Whomley, 'A landed estate and the railway: Huddersfield 1844-51', *Journal of Transport History*, new ser., II, 4 (1974); J. Springnett, 'Landowners and

urban development: 'The Ramsgate estate and nineteenth century

Huddersfield', *Journal of Historical Geography*, VIII, 2 (1982):

H. Marland, *Medicine and Society in Wakefield and Huddersfield*

1780-1870 (Cambridge, 1987). J. Prest, *Liberty and Locality: Par-*

liament, Permissive Legislation, and Ratepayers' Democracies in

the Mid-Nineteenth Century (Oxford, 1990).

② 「愛せり織物」にこころをよめたる W. B. Crump (ed.), *The*

Leeds Woolen Industry 1780-1820 (Leeds, 1931), pp. 53-56.

③ 工場児童雇用調査委員会の質問状に返答した当該地域の五五紡毛織

物生産施設(後述)の大半は一九世紀初期の建設であり、一〇年単位

では一八二〇年代が最も多く(取扱ページ一九)。Report from His

Majesty's Commissioners appointed to collect Information in

the Manufacturing Districts as to the Employment of Children

in Factories... Supplementary Report, Part II, c. 1, P. P.,

1834 (167) XX, pp. 73-5 et passim に掲げられた統計(この史料は

言及のページに同一)。cf. D. Gregory, *Regional Transformation*

and Industrial Revolution: A Geography of the Yorkshire Woollen

Industry (London & Basingstoke, 1982), pp. 186-96.

④ P. Hudson *The Genesis of Industrial Capital: A Study of the*

West Riding Wool Textile Industry c. 1750-1850 (Cambridge,

1986), p. 35.

⑤ Report from the Select Committee on Hand-Loom Weavers'

Petitions, P. P., 1835, XIII, p. 60.

⑥ Report from the Select Committee on Manufactures, Com-

merce, and Shipping, P. P., 1833 (690) VI, pp. 646-47.

⑦ 既出の五五生産施設による紡織両工程をめぐむ一貫工場より準備

工程・縮絨工程の生産施設の方が多く(少なくとも三四)。

⑧ 工場の労働者数には外業部雇用を多く含まない。なお、工場児童雇

用調査委員会が、いわゆる「サトラ委員会」の公表した議事録が一〇

時間法運動寄りであるところが強い不満を抱いた工場主たちからの実態

調査要求を背景に成立した。

⑨ P. Hudson, *op. cit.*, p. 82.

⑩ 例えば、ケンズンノート郊外の工場主 John Brook は、製造業・

商業・海運業委員会に答へて、モークミン家内工業の規模は「ごく少

が増大したと考えます」と述べて証言した。P. P., 1833 (690) VI, p.

118.

⑪ P. Hudson, *op. cit.*, pp. 30-37.

⑫ J. P. Thompson, *The Making of the English Working*

Class (Pelican Books edn, 1968), pp. 569-659.

四 新救貧法をめぐる政治的対抗関係

この地域の新救貧法反対運動では、反対派勢力が保護委員会の過半数支配を自覚的に追求したことにより保護委員会が紛争の主要舞台となった。以下では反対派と支持派の政治的対抗関係を、事務官任命をめぐる紛糾した三七年度を中心にもう少し詳しくわしく検討する。

まず、両派の社会的基盤の問題から始めよう。二七年五月のハダズフィールド下院議員補欠選挙の投票分析を行ったF・ドライヴァによれば、ホウィグ＝新救貧法支持派の社会的基盤は製造業者・工場主と専門職にあり、反対派はトリーリ支持の農業経営者、小ジェントリ、国教会聖職者、治安判事などと、急進派支持の居酒屋主人、羊毛商、仕立て工などの中産階級下層の二つのグループに依拠していた^①。しかし、この対抗図式においては選挙区（ハダズフィールド町区）および有権者（二〇ポンド戸主選挙権）の二重の限定性のために、国政選挙権をもたない人々、特に反対派民衆の構成が不明なままである。また新救貧法をめぐる政治的対抗関係は階級的対立ですべて説明できるほど単純なものではなかった。ドライヴァの示した対抗図式は一応の目安と見るべきものであろう。

しかし、それでも一部の製造業者や専門職が保護委員、あるいは事務官などとして新救貧法支持の姿勢を示していることは確認できる。彼らに共通するのは、党派的に地元ホウィグ勢力に属し、工場制の推進やハダズフィールドの都市機能整備の一翼を積極的に担う、「開明的」中産階級と位置づけうる人々であったという点である。そんな彼らにとって、町区の枠をこえる連合の編成と保護委員会の設立は、地域社会におけるヘゲモニー掌握のための回路の一つになりうるものであった。しかし、現実には彼らはまったく逆の事態に巻きこまれていった。

これに対し、政治的にも社会経済的にも多様かつ複合的な新救貧法の反対派勢力において何よりも特徴的なのは、その中核に「トリー・ラディカリズム Tory Radicalism」の運動家として知られるリチャード・オースラと、ハダズフィールドを中心とする急進派グループとのあいだの超党派的な協力関係が存在した点である。この地域でのトリー・ラディカル「同盟」は一八三〇年代初期の一〇時間法運動という先例をもつが、新救貧法導入という危機的局面で復活をみたわけである。

このうち、一〇時間法運動で名をよせ「工場児童の王 King of the Factory Children」とちよ呼ばれたオースラは北部地方、さらには全国に対して一八三〇年代のこの地域の民衆運動を代表する「顔」といっても過言ではない人物であり、

その存在が反対運動の求心力を高める重要な一因であったことは間違いない。^③しかし、ハダズフィールド地域に即して反対運動を考察するのであれば、オーストラリアのみに偏ることなく、地元に着目して活動していた急進派グループの働きにも注目する必要がある。また、この「同盟」が地域政治においてもった意味も重要である。

ハダズフィールドの急進派は反対運動以前から市内の旅籠や自分たちの店舗などに集い、時事問題や(成人男子)普通選挙権などの急進主義の諸原理を論じあい、教区会などの地域政治においても無視しえぬ勢力をもっていた。^④その中心的存在はL・ピトケスリ(毛織物商)とW・ストックス・ジュニア(木綿紡糸商)であり、彼らはこの地域を代表して他の地域の反対派集会にも積極的に参加する一方、ハダズフィールドを中心としたローカルな世界においてはオーストラリア以上に、反対派の組織化や集会の招集などで精力的な活動を展開した。^⑤急進派グループには、このほかにJ・ハンソン(John Hanson、織布工)、J・リーチ(John Leach、雑貨商)、J・ブルック(James Brook、家具商)、R・ブキャナン(Robert Buchanan、仕立て工)といった面々がふくまれた。^⑥彼らも連合内各町区での反対派集会に出席して反救貧法委員会の結成を促し、保護委員選挙で反対派候補を当選させる必要を訴える活動を行った。^⑦

では、以上の急進派グループとオーストラリアの「同盟」は、新救貧法をめぐる地域政治のなかでいかなる意味をもったのであろうか。この問題は、反対派が少なくとも三七年度の保護委員会で過半数を制したという事実から考えると明確になる。この戦術の遂行のためには、支持派に対抗して急進派、トーリ両陣営のもてる力を有効に動員し、各町区での候補者擁立と広範な支持の獲得を実現する必要があった。トーリ・ラディカル「同盟」がこの時期の地域政治においてもつ意味はここに現れている。つまり「同盟」は、地域内の急進派支持者とトーリ支持者の潜在的対立を緩衝して反対運動の政治的求心力を高める、という一種の「触媒」のような働きをしたと考えられるのである。

ところで、以上の指導的人物たちはとうぜん新聞紙面などに名前を残すが、反対運動の経過のなかでは彼らのまわりにいた無名の男女たちの存在も無視できない。これらの男女は、保護委員会の指定日になると委員会の公開を求めて集会室

内に殺到したり、建物の内外で救貧法委員会や委員補佐パウア、支持派保護委員らを罵倒して、新救貧法の導入を断固阻止する意思を示した。この示威行動は、すでに述べたように三七年六月五日にはオーストラ指導者の迷惑をこえ、抗議のデモ行進から騒擾へとエスカレートする。騒擾のきっかけは保護委員会の公開をめぐる争いであったが、民衆にとって自分たちの地域の事柄を決するという重大な時に非公開など、およそ許し難いことであったに違いない。このような民衆による圧力行使は、三七年初頭から六月頃までの時期にはパウアや支持派保護委員、特に委員長スウェインに対する制裁儀礼として人形を焼いたり、新救貧法支持の言動を示した商店主に対する不買の脅しにまでおよび、地域内の社会的緊張を著しく高めることになった。^⑤

新救貧法導入をめぐる対抗関係においてもうひとつ注目すべきは、治安判事の態度である。新救貧法導入問題が政治日程にのぼった三七年初頭の時点での地域担当治安判事は五名を数え、いずれも党派的にトリー寄りとみなされる人物であった。^⑥ 彼らは新救貧法導入問題にいかなる態度をとり、それは地域政治のなかでどのような影響をもったのか。

例えば、上述の騒擾が生じた際、治安判事として当日唯一出席していたB・N・R・ベティ(B. N. R. Batty)は、支持派委員や治安官(constable)から騒擾法(Riot Act)の読みあげを要求されたがこれを拒んだ。そして、旅籠をとり巻き投石をくり返す民衆に向かって、自分は「諸君の品行と良識を信頼する」、騒擾法の読みあげを迫られたが「これ以上の治安破壊が起きない限り騒擾法は読みあげない」といって、治安維持を求めたのである。また三七年二月一日の保護委員会で休会動議を行った治安判事J・アーミティジの行動も救貧法委員会への非協力的姿勢のあらわれといえよう(二章を参照)。しかも以上の治安判事たちは、上述の騒擾発生以後、保護委員会には関与しようとしなくなる。彼らは職権上の委員として新救貧法導入のイニシアティブを取るところか、支持派の側からみて反対派寄りと十分に疑いうる姿勢を示したといえよう。

かくして事務官任命問題は各町区の反救貧法委員会の連携、民衆による圧力行使、反対派の過半数支配、治安判事の非

協力的姿勢のまゝに暗礁に乗りあげた。支持派勢力は地域政治レベルではもはや問題に対処しえず、地域外、つまりは中央からの政治的介入を要請せざるをえなくなった。その結果、中央と地元の支持派勢力は連携して、軍隊派遣などの治安対策の強化とならば二つの対抗戦術を強行することになる。

そのうちのひとつは、事務官任命のためには定足数以上の支持があれば十分とする救貧法委員会の指示であり、これは三七年六月一二日の保護委員会ではじめて披露された。すなわち、反対派委員の主張や行動は救貧法委員会の命令のみならず登録法の規定に違反するので無効であり、「登録」法を実施しようとする望む保護委員たちは、定足数を構成する三名がいることを条件として、その法の諸規定を実施する措置をとることができる」と^⑩。しかし、全国的な「法」によって反対派の活動そのものを違法行為と糾弾するこの論理も、「貧民の権利」や納税者自治、さらに多数決原則を抛り所に事務官の任命を拒絶する反対派勢力の反発をかえって強める結果となった。しかも、民衆の直接行動への恐怖のため支持派保護委員の士気が挫け、結局この規定が奏功するのは翌三八年一月末までずれこむことになる。

第二の措置は、地域担当の治安判事を増員することによって保護委員会内部での勢力バランスの転換を図る、という政府の介入を伴うものであった。その結果、三七年一月にハダズフィールドの支持派の有力者から治安判事があらたに任命され、同年一二月にW・ブルック(William Brook)とJ・スターキー(Joseph Starkey)、翌年三月にJ・サトリフ(既出)、四月にT・スターキー(Thomas Starkey)の計四名の治安判事が宣誓就任することになった。このうちのサトリフはハダズフィールドの羊毛商であり、残りの三名はハダズフィールド周辺の紡毛織物の大規模製造業者で、いずれもトリー治安判事の反対派勢力に対する弱腰や協同的姿勢を論難し、事態打開のために中央に治安判事の増員を求めた地元ホウィグの有力者たちであった。^⑪三八年一月二九日の保護委員会は部外者排除のために、騎兵一中隊と特別治安官(special constable)たちの警護のもとに開催された。ここに支持派勢力は、治安判事の増員(この時就任済みなのはW・ブルックとJ・スターキー)と反対派の休会動議などを無効とする定足数規定をてこに、事務官任命を強行しえたわけである。

しかし、すでに述べたように三八年度保護委員会でも支持派と反対派は過半数支配をめぐって対立した。ここでその過程に立ちいる余裕はないが、例えば五月二一日(月)には反対派委員たちが、治安判事の増員や四月九日の議事処理の不当さを糾弾し、係争中の選挙結果についても反対派候補者の選出を確認する一連の決議案を動議した。だが、この日議長をつとめた副委員長は、その採決自体を拒否した。^⑩

反対派勢力は、上述のような保護委員会内部での異議申し立てにとどまらず、救貧法委員会や議会にも同趣旨の抗議または嘆願を行う。その際の彼らの主張を要約すると次のようになる。支持派の治安判事四名の追加任命は「救貧法改正法に関する世論を抑えつけ納税者の事柄(救貧行政——筆者)の運用を統制しようとする企て」であり、その職権上の委員をふくむ「少数派」は議事規則で定められた多数決原則を侵害している。有権者によって正当に選出され、本来過半数を占める(反対派)保護委員の権利は侮辱され踏みにじられた。しかも救貧法委員会は反対派からの抗議や質問に耳をかそうとしない、^⑪ というものであった。他方、支持派勢力は、事務官任命問題で救貧法委員会が示した論理と同様、反対派委員はオーストララ煽動家と手をくみ議会制定法である新救貧法の実施を妨害しており、保護委員職にふさわしくないと主張した。^⑫

以上の両派の応酬に注目すれば、反対派と支持派の対抗関係は、三七年、三八年を通じ保護委員会を主要舞台として、「法」あるいは「民主主義」の正統性をめぐる言説や表象の闘いとして展開されたとも解釈しうる。支持派側は一八三四年法や登録法という「国法 law of the land」、そしてそれにより行政権限を認められた救貧法委員会の権威を抛り所に自分たちの正統性を主張した。そこで押し出されているのは全国的な「法」の正統性である。これに対し、新救貧法は「法」と呼べるものではないとする反対派勢力は、自分たちが過半数を制している以上、地域住民の意思が新救貧法の導入に反対であることは明白であり、「少数派」は多数決という「民主主義」の大原則を踏みにじる暴挙をくり返していると論難する。地域社会に即した納税者民主主義の言説が、支持派の全国的な「法」の言説と対置されていたのである。

それでは反対派が守ろうとした貧民救済のあり方とはどのようなものなのか。また新救貧法はなぜこれほど忌避された

のか。次章ではこの問題に目を向けよう。

- ① F. Driver, *op. cit.*, pp. 125-26. 急進派とトリーは、三十七年の二度の下院議員選挙（五月補選、国王死去に伴う七月選挙）において統一候補にオースラを推し、ホウィグの候補者と争い惜敗した。ただし、ハダズフィールドは、町区の土地の大半を所有する不在地主 Sir John Ramsden の政治的影響力のために三十二年以来ホウィグ・リムラル優勢の選挙区であり、オースラはむしろ新救貧法を主要争点として善戦したと見なされる。
- ② 一〇時間法運動でのオースラと急進派グループの「フィクストビ領主館盟約 [Fixby Hall Compact]」のごとくは、C. Driver, *Tory Radical*, pp. 86-89.
- ③ オースラはハダズフィールドからやや離れたフィクストビの所領管理人。なお、新救貧法の導入は「貧民の権利 [rights of the poor]」の廃棄にほかならず、為政者や「金持ち」の貧民保護の義務と民衆の服従との互酬関係に基づく有機体的社会の統治原理を破壊して無政府状態をまねく、というのがオースラの主要な論点であり、その有機体的社会観ゆえに社会を平準化する普通選挙権も否定した。
- ④ F. Driver, 'Tory radicalism?', pp. 120-38.
- ⑤ スタックスはウモスト・ライディング反救貧法委員会の会計に任命された (Knott, *op. cit.*, p. 105)。ジャクセスリについては、ド・ロシヤ・トムスン、古賀秀男・岡本充弘訳『チャーターティスト——産業革命期の民衆政治運動——』（日本評論社、一九八八年）二四三—四頁も参照。
- ⑥ 一〇時間法運動のハダズフィールド時間短縮委員会 (Huddersfield Short Time Committee) のメンバーでもあったのはジャクセスリ、ハンソン、リーチ、ブルック (D. F. E. Sykes, *op. cit.*, pp. 320-22)。ジャクセスリ、ハンソン、リーチは三十八年九月二十六日に結成されたチャーター
- ティストのハダズフィールド北部同盟 (Huddersfield Northern Union) の委員会メンバーにもなる。この委員会には三十八年度に反対派保護委員から委員長候補に推された William Cook、同年度選挙で係争を生じ八月末にハダズフィールドの保護委員と確定する Stephen Dickenson などを連ねた。N. S., 29 Sep. 1838.
- ⑦ 例えば、ブキャナンとハンソンは、三十七年四月一日にメンサムの新救貧法委員会結成集会で演説した。L. T., 22 April 1837.
- ⑧ J. Knott, *op. cit.*, p. 158.
- ⑨ J. ノーミティン、B. N. R. ヴァンヤウ、W. W. Battye, Sir John Lister Kay, Joseph Walker 五人。
- ⑩ ヴェティの呼びかけに呼応して、民衆は一時的とは見え投石を控えた。六月二〇日の反救貧法委員会の代表集会は、ヴェティの以上の行動をたたえて謝意を表明する決議を行く。その謝辞には当日の議長ブキャナンが代表として署名した。L. T., 24 June 1837.
- ⑪ L. T., 17 June 1837; 3rd A.R., pp. 123-24.
- ⑫ F. Driver, *op. cit.*, pp. 127-30; C. Driver, *op. cit.*, pp. 355-57.
- ⑬ チャックリゴング D. F. E. Sykes, *op. cit.*, p. 270. 同スターキは Stankey Brothers 社の、ブルックは Henry Brook and Sons 社の工場主である。工場児童雇用調査委員会に対して前者が五二一人、後者が二〇八人を雇用と返答した。P. P., 1834 (167) XX, pp. 188-89, 188-99. 両社とも三〇年代初期の一〇時間法案をめぐる対立のなか、法案反対の議会請願に積極的に関与した製造業者に属する (D. F. E. Sykes, *op. cit.*, pp. 322-23)。
- ⑭ 委員長欠席のために副委員長が議長をつとめた。N. S., 26 May 1838.

⑮ 反対派保護委員たちの上院への嘆願から引用(N. S. 12 May 1838)。

⑯ N. S. 19 May 1838.

⑰ 例えば、紡毛織物工場主 David Shaw 以下支持派住民六名は三八
年四月二日付で救貧法委員会に嘆願書を送付し、三八年度のハダズフ

五 地域社会にとつての新救貧法の衝撃

(一) 救貧制度の意味

一八三四年報告自体は、その偏向性ゆえに非歴史的・非統計的と批判されるにいたつたが、その歴大な「付録」は旧救貧法時代の救貧行政について多くの情報を提供している。この付録に収録された「都市質問状」への返答や、調査副委員の収集した証言記録^⑳のうちのハダズフィールド地域に関する部分などを中心に、地域社会における貧民救済の意味を考察しよう。それにより、新救貧法の公式政策、あるいはそのイメージが与えた衝撃を理解する糸口が得られるはずである。

まず救貧負担の問題だが、一般に北部工業地帯の救貧費用は相対的に少ないといわれる。ハダズフィールド地域についても同じことがいえるであろうか。人口一人あたり救貧支出という指標でみると、一八三二年のハダズフィールド教区(Hadzsfield、ロンドンウエスト、Golcar、Lindley、Marsden-in-Huddersfield、Scammonden、Slaithwaiteの七町区)全体では三シル五ペンスと報告されている^㉑。この数値はどのように評価されるべきか。同年のイングランド・ウェールズ全体での人口あたりの救貧支出は一〇シルーペニ、州レヴェルでの最高はポーパリズムの顕著な南部農業地帯に位置するサンツクス州の一九シル四ペンスである。またウェスト・ライディングは五シル七ペンス、ランカシャは四シル五ペンスであった^㉒。以上の簡単な比較から、ハダズフィールド地域の救貧費用は相対的にかなり低く抑えられていたことを確認できる。

救貧負担の低さの要因のひとつは、貧民監督補佐(assistant overseer)の任命や特別教区会(select vestry)の設置、ワークハウス・テストや労働テストの実施(後述)などの費用節約的もしくは「改革」的な救貧制度や政策が採用されていた

イールド町区の保護委員に「適任かつ有資格」なのは自分たちが推した五名の候補であること、反対派候補たちは新救貧法実施を妨害し続ける人々で不適格であることを示唆している。N. S. 28 April 1838.

ことに求めうる。このうち、貧民監督補佐の任命は北部工業地帯では広く普及しており、ハダズフィールド地域でもハダズフィールドをはじめ大半の町区が採用していた。^⑤ 救貧業務の多くを、毎年改選される無給の貧民監督官から有給専従の役人に移すことによって、行政の専門化・効率化や救貧税の節減が可能であった。

一八一九年の救貧法改正法に基づく特別教区会は、五〜二〇名の「裕福な戸主 substantial householders」を被選出メンバー、教区聖職者、教区委員、貧民監督官を職権上のメンバーとし、その構成は後の保護委員会とよく似た性格をもつ。この機関は有力納税者の利害を代表して救貧政策を監督する性格が強いが、一九年法は許可立法であるため、その採用は各教区または町区の判断に委ねられた。^⑥ ハダズフィールドは、納税者の過半数を支配する「少額納税者たち small Rate-payers」の反対のために、特別教区会は存在しないと返答した。^⑦ 隣接するリンドリでは行政を公開すべしとの意見が優勢になり、一度任命された特別教区会が廃止された。^⑧ 他方、ゴウカ(Goulca)やスラワイト(Stairwaite)をふくむ地域内の約三分の一の町区でこの機関が設置されたという。^⑨

このほか、救貧負担の相対的な低さについては救貧制度以外に、自助努力や近隣関係または親族による相互扶助はもちろん、友愛協会などの共済組織の活動、不況期の失業者救済やハダズフィールド施療院（一八一四年開設、同診療所（三一年開設）といった慈善医療施設に代表される慈善活動の存在を考慮する必要がある。^⑩ これらの救貧制度以外の領域についてはまだ解明されるべき部分が多いとはいえ、少なくとも救貧負担の相対的な低さの重要な要因であったことは間違いないからである。

さて、以上のようにこの地域の救貧制度が節約的、「改革」的であったとすれば、実際の救貧行政はどのように運用されていたのであろうか。便宜上、院内救済と院外救済に分けて検討してみよう。

この地域内ではハダズフィールド、アルマンドベリ、ハウソリ、ゴウカ、カークヒートン(Kirkheaton)の五町区にワークハウスがあり、このうちハダズフィールドの施設こそ一〇〇人以上の收容能力をもったが、^⑪ 残りの四施設はあわせて

も一三〇人前後という小規模なもので、収容環境も劣悪であった。各施設の被収容者はいわゆる「労働不能者」、特に高齢者および孤児などの子供が中心であり、ワークハウス(労役所)というより「救貧院 Poorhouse」といった方が実態に近かった。また院内救済は院外救済よりも費用を要するため、救済担当者にとってもできるだけ回避したい救済方法であったと考えられる。

ただし、ハダズフィールドの施設については若干の注意を要する。この施設では労働不能者以外に、「労働可能者」の一部も収容していると返答されたからである。これは労働可能な救済申請者に対するワークハウス・テストの実施を意味し、救済申請の抑制が意図されていたことを窺わせる。¹⁴ 一見、一八三四年原則のワークハウス・システムと似ているが、労働可能者の救済をワークハウス内にかぎる後者に対し、前者のテストは限定的に実施されたにすぎず、労働可能者の救済は後述するように院外手当支給を基本とした。

つぎに院外救済についてだが、その恒常的な受給者も高齢者や寡婦、遺棄された妻などの労働不能者と考えてよい。¹⁵ その際、救済担当者は支給する救済の形態(多様な用途での現金支給、衣類・燃料などの現物補助)や量を個別ケースに応じて判断した。その判断は経済性と申請者の必要性の微妙なバランスの考慮に基づいていた。例えば高齢者については、少しでも稼働能力があるか配偶者が健在な場合には、生計維持に不足する部分を院外救済で支給する方が施設に収容するより経済的であった。子持ちの寡婦や遺棄された妻についても、労働可能な年齢の子供がいれば院外手当で対処するほうが院内救済より低コストで済んだ。¹⁶

他方、労働可能者の救済は一時的な院外手当支給によって行われた。ハダズフィールドについては、院外被救恤民のうち一四〇〜一六〇人が「労働不能な」男女であり、一〇〇〜一二〇人が失業者からなると示唆されている。¹⁷ そもそも、景気動向により一挙に大量失業や受注仕事の枯渇をまねく工業地域特有の経済条件のもとでは、労働可能者すべてをワークハウスに収容することは施設の収容能力とコストの両面で、また当人の雇用復帰の観点からも非現実的と考えられた。な

おハダズフィールド、リンドリ、スライイトといった町区では、労働可能な男性にはできるかぎり労働テストとして街路清掃や碎石作業を課し、その見返りに手当を支給する試みが行われた。^⑭

以上のごく限定された検討から、この地域の救貧行政では一方で救貧支出を節減するための制度や救済方法が採用されていたことを確認できる。だが同時に、新救貧法の公式政策とは対照的な、個別ケースに応じた弾力的な救済慣行の存在も窺える。家族および個人のライフ・サイクルのなかで生計維持が困難になった場合、親類や友人、友愛協会などを頼れなかった人々、特に高齢者や寡婦にとって、地域共同体の救済機能は「最後の抛り所」であった。くわえて、家内工業的構造の存続するこの地域では織元や職人・家内労働者にとり、実際に被救恤民にならなくとも最低限の救済が保証されることは重要な意味をもっていたと考えられる。そして、救貧負担の抑制という納税者の利害と「最後の抛り所」として救済が保証されることへの期待は必ずしも矛盾しなかった。経済性と申請者の必要性の双方を考慮した弾力的な救貧行政の運用により、両者の微妙なバランスを取ることは不可能ではなかったからである。

むろん、個々人の社会経済的地位や政治的党派性によってその比重の置き方には大きな差異があった。例えば都市質問状にハダズフィールド町区を代表して回答したJ・サトクリフ（既出）は、居酒屋での飲酒癖こそが労働者家族の困窮の原因であると断じ、救済の一層の抑制・厳格化の必要性を示唆した。^⑮しかし、家内工業的構造をとどめたこの地域において、こうした主張が支配的であったとは考えにくい。いかに少なからうとも救貧税を納税した実績がある以上、人生の有為転変のなかで困窮に陥れば町区から最低限度の救済を受ける資格がある、またその救貧行政は地域共同体の住民自身によって管理されるべきである、という地域主義的、相互扶助的な諒解がなおも影響力をもっていた。実際の救貧行政は各町区の政治権力関係や経済状況などの要因に左右されるが、その根底には地域共同体の規範としてこのような暗黙の諒解が存在していた。新救貧法の導入という危機的局面において同法に對置されたのは、「貧民の権利」や「エリザベス世四三年法」（一六〇一年法）の回復という言葉であった。^⑯これらの主張において集約され正当化されていたのは、以上のような

地域共同体に根ざした貧民救済のあり方であつたに違いない。

(二) 新救貧法の衝撃

前節で見たようにハダズフィールド地域の救貧行政には部分的に新救貧法と類似した「改革」的側面が認められた。だが、それにもかかわらず（あるいはそれゆえにこそ）、一八三四年法は強力な反発に直面した。新救貧法導入の是非は行政上の優劣の問題にとどまらない、救貧をめぐる価値観や象徴、言説の闘いであつたといえよう。では新救貧法の公式政策またはイメージの及ぼした衝撃とはいかなるものであつたのか。

新救貧法について、反対派集会や一八三四年法廃止を要求する議会請願でくり返し攻撃された論点は、つきつめていえば相互に関連する二つの問題、つまり中央統制とワークハウス・システムに収斂するといつても過言ではない。この二つの問題がどのように把握され論難されたのかを探ることで、新救貧法が与えた衝撃の核心について考察してみよう。

三七年二月七日の反対派集会で最初に演説に立ったW・ストックス・ジュニアは「ブリテンの国制には、議会に対して三名の人間の統制下に組み込まれる法律を立法する権限を認めるような部分はないと考える。それゆえ我々は法としてそれ〔新救貧法——筆者〕に従うべきではない。というのもそれはブリテンの国制に反するからである」と述べ、新救貧法を成立させた議会の立法行為、そしてそれに存立基盤をもつ救貧法委員会は国制に反すると主張した。^⑧

一八三四年法は救貧法委員会に救貧政策に関する規則・命令・規制の作成権限を付与したが（一五条、彼らが議会で議席をもつことは禁じていた（八条）。それゆえ、彼らは議会に責任を負わないにもかかわらず事実上の立法権限をもつとみなされうる存在であり、ストックスによる批判はこのような「専制的 despotic」機関をうみだす立法行為自体「国制に反する unconstitutional」とどう議論として展開されてくる。

反対派の以上のような主張は、裏返せば自分たちの地域主義的な救貧行政擁護の決意の宣明にほかならない。地域社会

の実情はその地域の住民(納税者)が最もよく知悉している。救貧法委員は「ロンドンに居すわったまま、我々が我々自身の金(救貧税——筆者)を処理する仕方を指図すべく手紙を書く見返りとして、各々が一五〇〇ポンドもの」(上述の集会でのストックスの表現)年間給与を懐に入れていくわけだが、彼らには地域社会の実情など理解しえない。そもそも一八三四年法は南部農業地帯のポーパリズムに対する処方箋のほずで、工業地域の社会経済的実情に適合しえない、という主張である。救貧法委員会による中央統制は、地域共同体(町区)の納税者から自分たちの救貧税を管理・分配して貧民を救済する「権利」を奪う脅威として表象されたのである。

そのうえ、中央統制のあり方に対する不信感、事務官任命問題の処理のされ方、三八年度の選挙結果や議事運営をめぐる対立の過程で一層具体的なものとなった。事務官任命問題が決着した三八年一月二九日に保護委員会終了をまっけて再開された反対派集会では、委員長の議事運営や治安判事の追加任命が激しく糾弾された。演壇に立ったピトケスリ、オースラらは、救貧法委員会の命令にしたがい保護委員会の過半数の意見を完全に黙殺して事務官任命が強行されたのは救貧法委員会の「専制」の証明であり、少数派が支配する「保護委員会は中央委員会の道具にすぎない」と民衆を前に訴えた²⁰。だが、問題は中央当局による地方自治、納税者自治の伝統の破壊だけではない。ハダズフィールドの救貧法中央委員会は三八年度選挙に臨むにあたり、連合内諸町区の「納税者および住民」に反対派候補選出の徹底を呼びかけ、つぎのように入った。「自らの妻、夫、家族に愛情をもち、家族から引き離されたくない、あるいは貧困が犯罪として罰せられるのをみたくないすべての人々にとり、この呼びかけは無駄でない」と確信する²¹。この呼びかけの背景には、反対派によってくり返されたワークハウス・システムに対する以下のような非難が存在した。

新救貧法の公式政策は、旧救貧法下の「混合ワークハウス mixed workhouse」の弊害、特に「成人労働可能者」の年少者への道徳的悪影響に対する批判を論拠として、男女年齢別の分離収容を打ちだした。だが、反対運動ではこの分離収容のゆえに、新救貧法は神が結びつけた夫婦や親子の絆を破壊する「非キリスト教的 unchristian」な暴挙であると糾弾さ

れる。また劣等処遇原則はワークハウスの規定食に対する不信感を喚起し、その結果、新救貧法は「劣悪な規定食 *coarser food*」によって被收容者を餓死に追いこむホイグ政府の「マルサス主義的」な人口抑制政策にほかならないとされた。

さらに、外界からの閉鎖と生活規律の強制は自由の侵害であり、被收容者を監獄の囚人も同然、あるいはそれ以下に扱うものだという非難もなされた。このような貧困懲罰的で家族規範に反するイメージを喚起した教区連合ワークハウスは「監獄 *Bastille*」という蔑称で呼ばれた。そしてこのような「監獄」の建設を推進する新救貧法とは、救貧制度の事実上の廃止——「貧民の権利」の廃棄——を意味する、あるいは工場制と連携させて労働者の賃金を引き下げんとする政府と工場主たちの策謀にほかならない、とも攻撃された。^②

例えば、上述の二月七日集会の第六決議は、「我々は、明らかに働く能力も意思もある時でさえ生活できないほど、我々の賃金を引きさげるべく作られた法に従うよう義務づけられることに嚴重に抗議する」、「我々は餓死させられるために恐るべき監獄に送りこまれることに抗議する」と宣言している。^③ また、同年六月五日の反対派集会に集まった人々が掲げた横断幕や旗には「キリスト教徒は貧しき者を投獄できるのか。庶民はノーと答える」、「我々は貧しいからといって監獄のなかで分離されたりはしない」、さらには新救貧法とマルサス人口論の親和性を揶揄して「ハダズフィールドはマルサス主義的な監獄すべてを打ち壊すと誓う」といった文言が書き記されていた。彼らはこの後、これらの横断幕や旗を掲げて示威行進を行い、騷擾にいたるのである。^④

教区連合ワークハウスの建設は、反対運動がこの地域を席卷していた時期には議事日程にのぼってさえいない。しかも教区連合ワークハウスは世紀後半になるまで建設されな^⑤い。にもかかわらず、「監獄」という表象は「悪魔の法 *devils law*」や「餓死法 *starvation law*」と呼ばれた新救貧法のきわめて不気味なイメージの中心をなしていた。それは前節でみた貧民救済のあり方とはまったく異質な脅威の表象であった。

新救貧法の公式政策の及ぼした衝撃の核心はまさにこの点にある。それは、広範な地域住民のあいだに、救貧行政に関

する従来の地域主義的、相互扶助的な規範とはまったく異なる原理——中央統制と「監獄」——に基づく制度が、自分たちの頭ごしに勝手に打ちたてられることへの恐怖、それに巻きこまれてしまうことへの差し迫った危機感をかき立てたことになったのである。

- ① 例として M. Blaug, 'The myth of the Old Poor Law and making of the New', *Journal of Economic History*, XXIII, 2 (1963) を参照。
- ② Report from His Majesty's Commissioners for Inquiring into the Administration and Practical Operation of the Poor Laws, Appendix B (2), Answers to Town Queries, P. P., 1834, XXXV-XXXVII (以下 Town Queries と略記)。
- ③ Report from His Majesty's Commissioners, ... Appendix A, Reports of Assistant Commissioners, Part I, P. P., 1834, XXXII (以下 Report と略記)。
- ④ Town Queries, part I, p. 262. ハズムフェールド町区(1831年の人口あたり救貧支出は三シロ七ペンスであった(Report, p. 808)。なお救貧会計上の一年間は三月二十五日(聖母受胎告知の日)を境として区切られる。この年の一八三一年と一八三二年三月二十五日までの一年を比べると。
- ⑤ M. Blaug, *op. cit.*, pp. 178-79.
- ⑥ Town Queries, part I, p. 262 (Q.9); F. Driver, *op. cit.* p. 134.
- ⑦ 大沢真理『前掲書』四四—七頁参照。
- ⑧ Town Queries, part I, p. 262 (Q. 12).
- ⑨ Report, p. 809.
- ⑩ F. Driver, *op. cit.*, pp. 124, 134.
- ⑪ ハズムフェールド地域における救貧法医療救済、慈善医療施設をめぐり
- ⑫ 友愛協会については H. Marland, *op. cit.*, chs. 3-5.
- ⑬ 都市貧困状に対しては被收容者総数一〇六名で、そのうちわけは成人男性三〇名、同女性二八名、未成年男子二三名、同女子二五名と返答している。Town Queries, part II, p. 262 (Q. 15).
- ⑭ 例として、このカの施設では一七—一八名を收容し、そのうちの八—九名の子供は四名が六〇歳以上、残り一—二名が「身体虚弱」で働けない返答であった。Report, p. 808; cf. E. Hopkins, *Childhood Transformation: Working-Class Children in Nineteenth-century England* (Manchester, 1994), pp. 161-69.
- ⑮ 週あたり二シロペンス以上の院外救済の支給を求める「労働可能な」申請者にはワータハウス入所を要求したところ。Report, p. 808.
- ⑯ F. Driver, *op. cit.*, pp. 132-34. 川北稔『イギリス近世の高齢者の寡婦——『救貧ムラノイア』の前提——』（前川和也編著『家族・世帯・家門』ネルウマ書房、一九九三年）を参照のこと。
- ⑰ cf. G. W. Oxley, *Poor Relief in England and Wales 1601-1834*, ch. 4.
- ⑱ Town Queries, part II, p. 262 (Q. 25), part III, p. 262 (Q. 30). 院外失業手当の受給者は「主に織元〔手織工——筆者〕を中心に仕上したが、他の労働者もよくある」と返答された。失業手当は家族成員数に応じて支給された。Ibid., part III, p. 262 (Q. 32).
- ⑳ Report, p. 808.
- ㉑ Town Queries, part II, p. 262 (Q. 29).

⑳ 例えば、三八年一月にアルマンドベリーなどの地域内各地で開催された反対派集会では、新救貧法の全廃とヒリザヘス治世四三年法の回復を議会に請願することが決議された。N. S., 6, 20 & 27 Jan. 1838.

㉑ L. T., 11 Feb. 1837.

㉒ N. S., 3 Feb. 1838. ムツア自身、一八三四年法に関する下院特別委員会で、事務官任命の強行がこの地域での新救貧法のイメーションとして不利に作用する可能性を認めた。Reports from the Select Committee on the Poor Law Amendment Act, P. P., 1837-8, XVIII.

12 th report, pp. 14-15.

㉓ N. S., 10 March 1838.

㉔ 「監獄」を中心に新救貧法が民衆のあいだに引き起こした「噂と恐怖」について J. Knott, *op. cit.*, ch. 9 参照。

㉕ L. T., 11 Feb. 1837.

㉖ *The Times*, 9 June 1837.

㉗ この地域で最初の教区連合ワークハウスがホウンリに建設されるのは一八六二年の *Journal*。F. Driver, *op. cit.*, pp. 151-53.

六 おわりに

一八三八年二月二〇日（火）、ランカシャの新救貧法反対運動の指導者の一人でオウルダム選出下院議員の J・フィールドン (John Fielden) は、下院において一八三四年法の全廃を動議した。彼の動議は、ランカシャ南部およびウェスト・ライディングを中心とする諸地域からの同法全廃を求める議会請願を背景になされたが、動議は三〇七対一七という圧倒的大差をもって否決された。① 新救貧法全廃を求める議会請願運動の惨敗は、北部工業地帯で新救貧法反対運動がチャーティスト運動へと転換して行く重大な転機となったことは間違いない。② 一方で、救貧法委員会による保護委員会への大幅な譲歩がこの転換に大きく作用したと考えられる。実際、ハダズフィールド地域でも、中央当局によって「命令・規制」が発せられた後の三八年九月末には、ピトケスリらを中心としてチャーティストのハダズフィールド北部同盟が結成された。③

しかしこの地域では事務官任命問題につき、三八年度の選挙結果および議事運営をめぐり反対派と支持派の対立が持続し、約二年間にわたってウェスト・ライディングでの反対運動の拠点として影響をもち続けた。しかも新救貧法問題はこれで解消されたわけではない。新救貧法の廃止がチャーティスト運動の綱領のなかに組みこまれただけでなく、この地

域ではその後も教区連合の解体論がたびたび浮上するなど、新救貧法もしくは中央当局への抵抗が続くことになる。^④

では、この地域でなぜそれほど強硬な反発が顕在化したのか、また新救貧法の公式政策またはイメージが与えた衝撃とはどのようなものだったのか、まとめておこう。まず、工場制生産と家内工業的構造の併存のなか、相対的に緊密な社会的結合関係を維持したこの地域なるがゆえに、新救貧法の脅威が一層先鋭に受けとめられたこと、これが反対派の凝集力を規定する要因であったと考えられる。ただし、社会的結合関係と反対運動の関連は地域社会の多様な側面に即してさらに詳細に検討されるべき課題であり、ここでは暫定的結論ということにしておきたい。

つぎに地域政治の問題としては、オースラと急進派グループの「同盟」が、保護委員会での過半数支配という戦術の有効な展開にとり、「触媒」として機能した点が重要な意味をもった。「法」や「民主主義」の正統性をめぐる対立にあらわれたように、救貧法委員会や政府をふくめた支持派勢力の対抗戦術が、逆に反対派の反発をまねき反対運動の激化をもたらしたという側面も指摘しうる。

新救貧法の及ぼした衝撃については、救貧行政に関する従来の地域主義的、相互扶助的な諒解を侵害する脅威と受けとめられたこと、これがその核心をなしたといわねばならない。だからこそ新救貧法はこのような規範とは相いれない不道徳の象徴として攻撃されたのである。

救貧行政が「連続」的であるとする近年の諸研究は新救貧法の「神話」を額面通り受けとることに警鐘を鳴らしてきた。しかし、この「連続」的な行政実態は、あくまでも新救貧法反対運動や、中央当局と地域社会の角逐などを経過しての結果であることが強調されねばならない。救貧法委員会の権限がいかに脆弱であったとしても、このような激しい政治的抗争なくして、保護委員会に大幅な裁量権を認める「命令・規制」のような譲歩はありえなかったはずである。

① ランカシヤ南部の請願運動は三十七年一月八日に結成された南ランカシヤ反救貧法協会 (South Lancashire Anti-Poor Law Associa-

tion) の指揮下に組織的に展開され一二万以上の署名を集めた。ウェスト・ライディングでは個別地域ごとに進められ、二万以上の署名が

集められた。N. S., 10 & 24 Feb. 1838: *Parliamentary Debates*, 3rd ser., XL, 1838, cols. 1362-1416.

② J. Knott, *op. cit.*, pp. 126-27.

③ この時までに新救貧法反対運動からチャーティスト運動への転換を象徴するような事態が生じた。普通選挙権を否定するオーストラが、三八年五月末に雇い主 Thomas Thornhill から所領管理上の負債を理

由に解雇を通告され、八月二五日に領主館を退去してウエスト・ライディングを去ったのである。彼は退去当日の送別集会で Thornhill は救貧法委員 T. F. Lewis と親交があり、この解雇劇は両者による反対運動妨害の政治的謀略だと訴えた。C. Driver, *op. cit.*, ch. 28; N. S., 1 Sep. 1838.

④ F. Driver, *op. cit.*, pp. 134-37.

(名古屋大学大学院生

The New Poor Law and Local Society in
Nineteenth-Century England: The Anti-Poor Law
Movement in the Huddersfield Area

by

KOJIMA Takashi

Recent scholarship on the New Poor Law has emphasized ‘continuity’ in the local poor law administration before and after 1834, and has pointed out the important role of the Anti-Poor Law Movement in compelling the Poor Law Commissioners to allow discretion to boards of guardians in the industrial North. This paper focuses on the Huddersfield area, a stronghold of this movement in the West Riding, and attempts to interpret the impact of the New Poor Law on this locality.

After reconstructing the course of the Anti-Poor Law Movement in this area, this paper first suggests that intimate social networks in the workplace contributed to the cohesion of this movement. Second, in local politics, the Tory-Radical ‘alliance’ between R. Oastler and the Huddersfield Radicals played a catalytic role in strengthening the solidarity of the anti-poor law groups.

Lastly, the ratepayers’ interest in economy and the demand for poor relief had been balanced by flexible relief practices under the Old Poor Law and this local and reciprocal norm influenced the majority of the population. The impact of the New Poor Law consisted in the fear and unrest aroused by its representation as a frightfully alien and immoral threat to the abovementioned norm. This representation of the New Poor Law as a threat to the established order centered on its plan for central control and the workhouse system.